

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い新たな業務も発生している。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

1. 子どもたちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における35人学級を実施すること。
2. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図り、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。

令和4年6月14日

秋田県大仙市議会

内閣総理大臣	岸田文雄	様
財務大臣	鈴木俊一	様
総務大臣	金子恭之	様
文部科学大臣	末松信介	様
衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様